



くまこうげんちょう
久万高原町

〒791-1201
上浮穴郡久万高原町久万212番地

電話
番号 (0892)
21-1111

地域
指定

過疎 山振 農工 辺地(6) 特農 農振
国定公園 県立公園

FAX (0892)
21-2860
(代表)

沿革

平16.8.1 町制施行
(久万町・面河村・美川村・柳谷村 合併)

市の町あらし

愛媛県のほぼ中央部に位置し、旧久万町・面河村・美川村・柳谷村の4か町村が2004年8月に合併した高原のまちです。県都松山市から国道33号で約30kmの地点にあり、総面積は584km²、標高1000mを超える四国山地に囲まれた山間の地域で、土佐湾へ流れ込む仁淀川から分岐した、面河川、久万川が縦走する水源地域である。

快適な高原リゾートの機能や農林資源が「住む」「働く」「遊ぶ」「憩う」といった人々の生活と調和したまちづくりをめざしている。

由来

当地域は、久万郷として栄えてきた歴史があり、農林産物にも久万高原産などの名称が使われてきており、歴史・自然環境と産業、「ひと」「里」「森」が調和する「まち」の創造をさわやかに表現している名称である。

庁舎の建設年度

建築年度	増 改 築	主な増改築箇所
昭38年度	平21年度	耐震補強-その他改修工事

行政組織

(平成28 10 1現在)

区 分	名 前	任 期
町 長	河野 忠康 <small>ただやす しののへ</small>	平成32.9.11
副町長	たかやま としあき 高山 総明	平成32.9.30

議 会 (平成28 4 1現在)

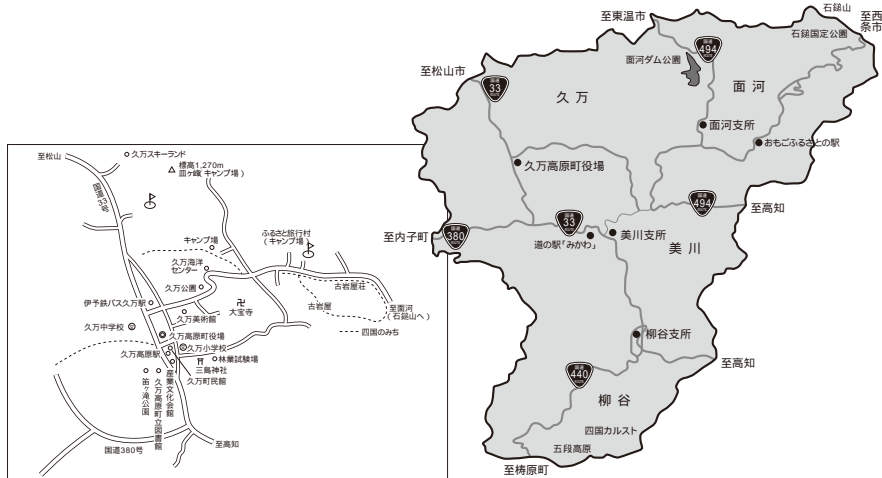
議長	高橋 末廣	副議長	玉井 春鬼
議員	(条例定数) 14人		
	(現 員) 14人		
任期	平成29.4.23		

職員数 (平成28 4 1現在)

普通会計	247人
企業会計	69人
その他会計	37人
計	353人

(教育長を含まない)

地 図



(交通機関) JR松山駅からバスで約1時間 久万高原駅下車

人口・世帯数 ()は増減率

区 分	平2国調	平7国調	平12国調	平17国調	平22国調	平27国調	28.11住基
人 口	(9.8%) 13,313	(4.0%) 12,781	(7.0%) 11,887	(7.9%) 10,946	(11.9%) 9,644	(12.4%) 8,447	9,040
男	6,305	6,022	5,610	5,109	4,498	3,957	4,235
女	7,008	6,759	6,277	5,837	5,146	4,490	4,805
世帯数	5,342	5,277	5,146	4,891	4,468	4,052	4,673

年齢構成 (平27国調)

区 分	14歳以下	15歳以上64歳以下	65歳以上
人 口	728 人	3,712 人	3,984 人
構成比	8.6 %	43.9 %	47.2 %

選挙人名簿
登録者数 (平28.9.2現在)

男	3,698 人
女	4,252 人
計	7,950 人

土地利用

(平27.2.1現在) (ha.%)

総面積 平27.10.1(km ²)	林野面積	林野率	経営耕地面積			宅地化率 平27.1.1	
			田	畑	樹園地		
583.69	51,850	88.8	548	382	147	19	0.9

産業 産業構造

(百万円・人)

区 分	総生産額(平25年度)		就業人口(平22国調)	
第1次	4,086	12.1 %	1,081	26.4 %
第2次	6,475	19.2 %	617	15.1 %
第3次	23,088	68.6 %	2,296	56.2 %
計	33,649	100.0 %	4,088	100.0 %

(注)「総生産額」の計欄は帰属利子の控除等を行っており「就業人口」の計欄は分類不能の人数を含む。

主要製造業 (平26年)

(百万円)

所得 (平25年度)

品 名	製造品出荷額等
木材	2,084
窯業・土石	1,115

1人当たり 市町民所得	1,953 千円
----------------	----------

平成27年度の主な建設事業

(百万円) 今後の主な建設事業

(百万円)

事業名	事業費	事業名	事業費
えひめ国体開始準備施設整備	9	消防庁舎建築事業	367
常備消防施設・設備整備事業	30	まちなか交流館改築工事	64
消防庁舎建築事業	55	棚田地域等保全整備事業	104
棚田地域等保全整備事業	46	森林基幹道開設事業	20
道整備交付金林道事業	46	都市再生整備計画事業	79
美しい森林づくり基盤整備交付金事業	78	社会資本整備総合交付金事業	30
		基盤整備事業	61

観光・レクリエーション

名勝旧跡 観光施設	石鎚山 面河溪 四国カルスト県立自然公園(古岩屋・五段高原・大川嶺) 皿ヶ峰連峰県立自然公園 幽谷上人 伊予渠 海岸山岩屋寺 菅生山大宝寺 特別天然記念物八釜の甌穴群 天然記念物伊予だけ自生地 姫ホタル群生地 ふるさと旅行村 三坂峠 久万美術館 ラグビー場 スキー場 久万高原天体観測館 面河山岳博物館 物産館みどり 上黒岩岩陰遺跡 農業公園アグリピア 道の駅みかわ 御三戸嶽 面河ダム 赤蔵ヶ池 道の駅「天空の郷さんさん」
祭 り 催 し 物	久万納涼まつり(8月) 御用木まつり(8月) みかわ納涼まつり(8月) 石鎚山ヒルクライム(9月) 久万林業まつり(10月) やなだに産業まつり(10月) 久万高原マラソン大会(10月) かかしの里かかしコンクール(10月) 秋まつり(11月) 面河ふるさとまつり(11月) 町長杯ラグビーフットボール大会(3月) くままちひなまつり(3月)
公 営 宿泊施設	

名物・特産品

万寿 茶 ししいたけ はったい粉 りんご 久万銘木 トマト 伊予すだれ 山菜五色煮 ヨモギ粉 杉 桧
天然わさび酢漬 さしみコンヤク 手のべん 大根 あゆ アメノウオ 美川手延べそうめん やまごぼうみそ漬
あまごの甘露煮 トウフの梅漬 合格破魔矢(合格キップ) 夏秋ピーマン 久万高原清流米

主な公共施設

町民館 町立病院 診療所 ふるさと旅行村 運動公園 農産物加工施設 海洋センター 保健センター
久万美術館 産業文化会館 物産館みどり 久万高原天体観測館 ラグビー場 屋内ゲートボール場 図書館
老人保健施設あけぼの 農業公園アグリピア 面河山岳博物館 国民宿舎「古岩屋荘」「石鎚」 温泉亭
おもむふるさとの駅 上黒岩遺跡考古館 道の駅みかわ やなだにさんさんドーム ふるさと創造の館こかげ
林業研修センター 養護老人ホームささやけ荘 農村環境改善センター 鶴籠荘 姫鶴牧場 道の駅「天空の郷さんさん」

主要課題

- 暮らし豊かな生活環境づくり(生活環境)
バスの減便や廃線が進んでおり、車を持たない(持てない)住民に対する、福祉、生活利便の支援を図ることで、公共交通の需要を補完することを検討する必要があります。防災面では、耐震補強の完了していない公共施設に対し、効果的に対応を進める必要があります。ごみ・し尿処理については、人口減少によりし尿の処理量も減少してきており、広域での処理について、前向きに取り組む必要があります。
- 魅力あふれる産業づくり(産業)
農業においては、周辺地域の農地の担い手不足が深刻であり、集落営農の促進が急務です。林業においては、持続可能な林業を推進する上で、「久万材」のブランド化を図るにより、採算性の向上を図っていく必要があります。商工観光においては、道の駅天空の郷さんさんの開業効果により、交流人口は増加しておりますが、通年観光を促進するイベントなどで、本町の魅力が伝わる取組みを行い、移住・定住の促進を図る必要があります。
- 安らぎとふれあいのある社会づくり(保健・福祉)
広大な本町において、高齢者支援には地域住民が互いに見守る体制が不可欠であることから、高齢者サロン活動の促進などによる地域コミュニティ機能強化が今後重要になってきます。地域医療については、プライマリ・ケアから救急医療までを担う久万高原町立病院的維持が、最重要課題のひとつです。
- 思いやりある人づくり・里づくり(教育・文化)
学校教育については、小中・中高連携は今後一層の推進が必要です。また、児童の減少にともなう教育の維持は課題です。学校給食についても、質と採算性を維持するため、給食センターの集約を進める必要があります。
- みんなで築く豊かで明るい未来(行財政)
コミュニティについて、人口減少などにより活動休止する自治会もあるため、自治会同士をつなぐ集落ネットワークの形成などにより、地域コミュニティ機能を維持し、地域の課題に住民自ら向きあえる地域づくりを推進していく必要があります。

地域づくりの事業等

自主防災組織の育成推進
「自分たちの地域は、自分で守る」を基本に、地域ぐるみの防災意識を高め、大規模災害に対する情報網を確立し、救助活動や初期消火を担う自主防災組織の育成を推進することによって災害に強いまちづくりに取り組んでいる。
新規就農者育成
久万農業公園研修センターにおいて新規就農者の確保、育成を行い、担い手の定着を促進する。
久万林業活性化センター
社会的共通財産である町内の森林を適正に管理・運営するため、まちと久万広域森林組合等により設立された同センターは、間伐の推進と施業の集団化を目指し、平成17年度より久万林業活性化プロジェクトに取り組んでいる。
まちづくり基本条例の制定
町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進していくためのルールづくりとして、議会や町の責務、町民のみならずの責務・権利を定めたまちづくり基本条例を制定した。

